

## (仮称)新加賀市屋内プール整備事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本実施要領は、(仮称)新加賀市屋内プール(以下「屋内プール」という。)の建設位置及び用地提供、次項に示す本事業の実施期間並びに屋内プール整備を提案するとともに実施する事業者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、本プロポーザルへの参加要件のほか、提案に係る審査・評価方法などの諸条件及び手続き等を定めるものである。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名

(仮称)新加賀市屋内プール整備事業(以下「本事業」という。)

#### (2) 本事業の実施場所

別紙に示す、加賀温泉駅南側の朱書き破線の区域内及び区域に隣接する土地

#### (3) 事業内容

屋内プールの建設位置及び用地提供、本事業の実施期間並びに屋内プール整備に関する提案並びに実施

詳細は、(仮称)新加賀市屋内プール整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)による。

※ 本事業の公募は、令和6年12月加賀市議会定例会における令和6年度補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前の準備行為として実施するものであり、議会において予算案の削減又は否決があったときは、本事業の公募についての実施の効力を失う場合がある。

### 3 提案上限額

3,052,700,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 優先交渉権者選定後、本プロポーザルにおいて提示された提案の内容及び提案額を再度精査して仮契約額を決定する。

### 4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

本実施要領等の公表 令和6年10月 1日(火)

質問書の提出期限(参加資格及び第1次審査) 令和6年10月 8日(火)

質問書の回答期限（参加資格及び第1次審査）	令和6年10月16日(水)
参加表明書及び第1次審査書類提出期限	令和6年11月11日(月)
参加資格審査及び第1次審査の結果通知	令和6年11月中旬予定
第2次審査ヒアリング実施日	令和6年11月下旬予定
審査結果通知	令和6年11月下旬予定
優先交渉権者との協定締結	令和6年12月中旬予定
仮契約締結	令和7年 1月下旬予定
本契約締結	令和7年 3月下旬予定

## 5 選定委員会

- (1) 「8 参加表明の手続き及び第1次審査」のうち第1次審査及び「10 第2次審査」は、次の委員からなる（仮称）新加賀市屋内プール整備事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 選定委員会は次の6名で構成する。
  - 委員 深村富士雄（加賀市副市長）
  - 委員 島谷 千春（加賀市教育委員会教育長）
  - 委員 横谷 智久（福井工業大学スポーツ健康科学部教授、  
加賀市スポーツ推進審議会委員）
  - 委員 山下 修平（加賀市スポーツ協会会長）
  - 委員 岡田 隆之（加賀市政策企画部長）
  - 委員 谷口 睦（加賀市建設部長）
- (3) 審査は、提出された書類及びヒアリングを加味し、総合的に評価して行う。

## 6 参加資格要件

参加者は、単体の企業又は複数の企業で構成するグループとする。

### (1) 参加資格要件（共通）

参加者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有し、次の要件を全て満たすこと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- イ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- ウ 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- エ 破産法の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- オ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 民事執行法の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- キ この事業の公告日から第2次審査書類提出期日までの間のいずれの日においても、加賀市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領の規定による指名除外を受けていない者であること。
- ク 暴力団員等、次に掲げることに該当しない者であること。
- (ア) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表するものをいう）が、暴力団員（加賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう）である者
  - (イ) 暴力団（加賀市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - (ウ) 自己又は自社の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - (エ) 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (オ) 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に批判されるべき関係を有している者
- ケ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されている者であること。
- コ 加賀市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- サ 加賀市に納税義務を有しない者にあつては、本社又は主たる営業所の所在地における市区町村民税及び固定資産税、都市計画税を滞納していない者であること。
- シ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ス 他の参加希望者と資本関係又は人的関係において次に掲げる事項に関連がない者であること。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある者
  - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者
  - (ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている者
  - (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている者

セ 選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係がある者でないこと。

(3) 本施設整備に係る参加資格要件

本事業の実施に係る用地の提供並びに屋内プールの整備に当たる者は、上記(1)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

ア 用地の提供に当たる者

(ア) 本事業の実施場所として提供する土地の所有権を有している、又は建設工事に着手するまでに所有権を有することができること。

(イ) 土地の賃貸借権を有している、又は建設工事に着手するまでに賃貸借権を有することができる、かつ第三者に転貸することを土地所有者が認めていること。

(ウ) 土地に抵当権等の債権が設定されていないこと。

イ 設計に当たる者

(ア) 設計に当たる者は、単体又は設計共同体のいずれかとする。

(イ) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成20年度以降に完成し引渡し完了した新築の25m以上のプール施設又は延床面積2,000㎡以上の公共施設の実設計業務を履行した実績を有すること。

(エ) 管理技術者として一級建築士を配置できる者であること。

ウ 建設に当たる者

(ア) 建設にあたる者は、単体又は特定建設工事共同企業体のいずれかとする。

(イ) 建設業法に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(ウ) 平成20年度以降に完成し引渡し完了した新築の25m以上のプール施設又は延床面積2,000㎡以上の公共施設の工事を元請として履行した実績を有すること。

(エ) この事業の公募開始日から参加表明書及び第1次審査書類提出日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。

(オ) 雇用保険法に基づく雇用保険、健康保険法に基づく健康保険及び厚生年金保険法に基づく厚生年金保険に加入していること。ただし、法令により適用除外とされる者を除く。

(カ) 次の条件をすべて満たす建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できる者であること。ただし、専任を要する期間は設計業務完了後からとする。

a この工事に必要な資格を有すること。

- b 参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（恒常的な雇用関係とは、参加表明書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。）にあること。

#### エ 工事監理に当たる者

- (ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成20年度以降に完成し引渡しが完了した新築の25m以上のプール施設又は延床面積2,000㎡以上の公共施設の実施設計業務又は工事監理業務を履行した実績を有すること。
- (ウ) 管理技術者として一級建築士を配置できる者であること。

## 7 説明会

本事業に関する説明会は開催しない。

## 8 参加表明の手続き及び第1次審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び第1次審査書類を提出すること。なお、次に記載する提出期間内に参加表明書及び第1次審査書類を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

- (1) 次に記載する書類及び添付書類を提出期限までに提出すること。

#### ア 参加資格に関する書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- (イ) 参加グループ構成表（様式第2号）
- (ウ) 委任状（様式第3号）
- (エ) 会社概要、業務実績等の資料（パンフレット等の添付可）
- (オ) 履歴事項全部証明書  
申請日から起算して3ヵ月以内に発行されたもの
- (カ) 納税証明書（市区町村民税、県税及び国税）  
直近1年分、申請日から起算して3ヵ月以内に発行されたもの  
国 税：法人その3の3  
地方税：本社等所在地の市区町村税の納税証明書（契約等の権限を支社・支店等に委任する場合は、当該支社・支店等所在地の市区町村の納税証明書も添付）
- (キ) 業務実績調書（設計業務）（様式第4号）
- (ク) 工事实績調書（建設業務）（様式第5号）

(ケ) 公募型プロポーザル参加資格及び第1次審査結果通知の返送用封筒（長形3号封筒に切手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること。）

#### イ 第1次審査に関する書類

要求水準書を踏まえ、提案書類として次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として1部、イ～カの書類を副本として7部提出すること。

(ア) 第1次審査申請書（様式第6号）

(イ) 屋内プール建設位置についての提案（様式第7号）

- ・建設位置を示す地図（1/25,000及び1/2,500、別途詳細図）

(ウ) 屋内プール建設位置の土地に関する調書（様式第8号）

- ・用地として提供する土地の公図及び登記簿謄本

(エ) 屋内プール建設用地の提供及び屋内プール整備に関する工程計画（任意様式）

(オ) 屋内プールの施設整備についての提案（様式第9号）

- ・施設の配置図

- ・施設の平面図

- ・施設の立面図

- ・施設の鳥瞰図（外部及び内部）

(カ) 屋内プール整備に関する自由提案（様式第10号）

※ イ～カについては、提案者名及び提案者が判別できる表現、用紙、ロゴ等の記載をしないこと。これに反する場合は、審査対象として扱わない場合がある。

(ク) 提案価格見積書（任意様式）

(ケ) 提案価格内訳書（任意様式）

#### ウ 提案書の形式

A4判縦置き・横書きを基本とし、文字サイズは12ポイント以上とする。

必要に応じA4判横置き・横書き可とする。A3判を使用する場合は、A4判に折り込むこと。様式については任意とする。

また、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### (2) 参加表明の手続き及び第1次審査に関する質問及び回答

ア 参加表明手続き及び第1次審査に関する質問がある場合には、令和6年10月8日(火)午後5時までに事業概要質問書（様式第11号）により、加賀市教育委員会事務局スポーツ課（以下「スポーツ課」という。）まで持参又はファクシミリでのみ受け付けるものとする。ただし、ファクシミリで送信する場合は、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、スポーツ課で受信したことを確認すること。

イ 参加表明手続き及び第1次審査に関する質問に対する回答は、令和6年10月16日(水)までに、加賀市ホームページに掲載する。

(3) 提出先及び提出期間

スポーツ課まで持参又は郵送(書留郵便で提出期限必着)すること。

令和6年11月11日(月)午後5時必着

(4) 第1次審査選定基準

ア 参加資格を有する者のみ、第1次審査対象者とする。

イ (仮称)新加賀市屋内プール整備事業公募型プロポーザル審査基準(以下「審査基準」という。)により審査を行い、第2次審査対象者を選定する。なお、選定委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることがある。

(5) 選定者数

3者程度選定する。

## 9 参加資格審査及び第1次審査の結果通知

参加資格審査及び第1次審査の結果は、令和6年11月中旬(予定)までに、参加表明書及び第1次審査書類を提出した者に対して通知する。電話、電子メールでの問い合わせには応じない。

審査は非公開で行い、評価の内容及び審査の過程については、公表しない。また、審査結果の異議申し立ては認めない。

## 10 第2次審査

(1) 9の通知により、第2次審査対象者として選定された者は、ヒアリングに参加すること。

(2) ヒアリングについて

令和6年11月下旬(予定)に選定者へのヒアリングを行う。説明は20分以内とし、その後15分程度で質疑を行う。

なお、ヒアリングの実施方法については下記のとおりとする。

ア ヒアリングの出席者

ヒアリングに出席できる選定者は、パソコン等操作員を含め5名以内とする。

イ 会場に用意されているもの

プロジェクター及びスクリーン

ウ ヒアリングの提案方法

説明には、第1次審査提出書類に記述されている提案のみを使用し、追加資料の配布、模型の持ち込みによる説明は不可とする。パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とする。その際、市で用意されているプロジェクター及びスクリーンを利用することができる。

また、ヒアリングが、実施方法及びプロポーザル関係書類の内容に反する場合は、減点又は失格になる場合がある。

### (3) 評価

審査基準に基づき評価する。

### (4) 最優秀提案者等の特定方法

ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最優秀提案者、次点のものを優秀提案者としてそれぞれ特定する。

イ 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

ウ 選定委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることがある。

エ ヒアリング参加者が1者となった場合でも選定委員会を開催し、適当と認められる場合は、最優秀提案者を特定する。

### (5) 審査結果の通知方法及び通知予定時期

令和6年11月下旬(予定)に、選定者に対して第2次審査の結果を通知するとともに、本プロポーザル終了後に加賀市ホームページに掲載する。電話、電子メールでの問い合わせには応じない。

審査は非公開で行い、評価の内容及び審査の過程については、公表しない。また、審査結果の異議申し立ては認めない。

## 11 事業の契約手続き

(1) 選定委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者として協定を締結し、その後に、本プロポーザルにおいて提示された提案の内容及び提案額を再度精査して仮契約を締結する。

(2) 最優秀提案者と仮契約を締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。

(3) 本事業の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により加賀市議会の議決を要するため、加賀市議会の議決後に本契約を締結するものとする。

- (4) 市は、契約締結後においても契約者が本事業提案における欠格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) その他、契約に関することは、加賀市財務規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 35 号）の規定を遵守すること。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類等は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加・修正・差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求められることがある。
- (4) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、スポーツ課宛てにその旨を記載した書面を提出すること。
- (5) 提案書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。
- (6) 本プロポーザルに参加しようとする者は、選定委員との間に利害関係がなく、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (7) 本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、本市及び加賀市教育委員会に直接、間接を問わず、問い合わせ（「8 参加表明の手続き及び第 1 次審査」に示す質問を除く。）、要望及び自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 別紙

### 事業実施場所

以下に示す、加賀温泉駅南側の朱書き破線で囲む区域内及び区域に隣接する土地

